

議案第40号

協定項目20 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年4月27日提出

富山地域合併協議会
会長 森 雅 志

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況				調整方針
	富山市		6 町村（上婦負介護保険事務組合）		
1 介護保険料の算定	1 保険料基準額（第 1 号被保険者） 月額 4,052 円		1 保険料基準額（第 1 号被保険者） 月額 4,095 円		介護保険料の算定については、合併時に富山市の例により統合する。 なお、平成 18 年度以降の保険料については、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。
	2 所得段階別保険料額		2 所得段階別保険料額		
	所得段階	対象者	割合	年額保険料	
	第 1 段階	老齢福祉年金受給者等	0.45	21,900 円	第 1 段階 富山市と同じ
	第 2 段階	住民税非課税者（世帯員全員非課税）	0.7	34,100 円	第 2 段階 富山市と同じ
	第 3 段階	住民税非課税者	基準額	48,700 円	第 3 段階 富山市と同じ
	第 4 段階	住民税課税者（所得額 200 万円未満）	1.25	60,800 円	第 4 段階 富山市と同じ
	第 5 段階	住民税課税者（所得額 200 万円以上 400 万円未満）	1.5	73,000 円	第 5 段階（所得額 200 万円以上 250 万円未満）
	第 6 段階	住民税課税者（所得額 400 万円以上）	1.85	90,000 円	第 6 段階（所得額 250 万円以上）
2 介護保険料の 賦課・徴収事務	普通徴収に係る保険料の納期 年 12 回 毎月の各翌月 5 日まで（3 月については同月 31 日まで）		普通徴収に係る保険料の納期 年 8 回 7 月から 2 月の各月末日まで		賦課・徴収事務については、合併時に 6 町村の例により統合する。
3 介護保険料の 減免・徴収猶予	対象者 災害等の罹災者 低所得者 ・生計を維持する者の収入が著しく減少した場合 ・著しく生活が困難な場合 （独自減免） ・原則、所得段階が 1 または 2 段階 ・世帯員全員が市民税非課税 ・世帯員全員の年間収入見込額が生活保護基準額 × 1.2 倍以下で、生活保護未受給者 ・世帯員全員の預貯金等の合計が、最低生活費以下 ・所有する資産を活用してもなお、生活が困窮していること		対象者 富山市と同じ		減免・徴収猶予については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。